

伝搬障害防止区域内の水上に高さ31メートルを超える高層建築物等(主に洋上風力発電設備等)を設置される場合、新たに電波法による規制の対象となります

✓ 水上で高層建築物等を設置される事業者及び関係者の皆様

- 水上に伝搬障害防止区域が指定された後に、当該区域内に**洋上風力発電設備等**を設置される際には、総合通信局等に対し、事前の**届出が必要**になります。

✓ 重要無線通信に係る無線局免許の申請者及び免許人の皆様

- 電波伝搬路が水上を通過する無線局免許を申請**される際、水上を含む**伝搬障害防止区域の指定を希望**される場合は、「**伝搬障害防止区域の指定願**」及び必要書類を総合通信局等に提出してください。
- 既にお持ちの無線局免許の電波伝搬路が水上を通過する場合**であって、その**水上部分**について伝搬障害防止区域の**指定を希望される場合も同様**に、指定願等を提出してください。

✓ 水域の占用許可や洋上風力発電の推進に係る関係行政機関の皆様

- 伝搬障害防止区域の**指定にあたり、高層建築物等によって将来的に電波伝搬障害が発生する見込みがないか確認**することとしております。そのために**必要な情報として、洋上風力発電設備等について既設のもの、施工中のもの**のほか、**水域の占用許可の状況等に係る情報の提供を依頼**させていただく場合がございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※ 詳細は、総務省の電波利用ポータルサイトをご参照ください (<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/obstacle/index.htm>)

◆ お問い合わせ先 ご相談、ご不明な点がございましたら、お近くの総合通信局等までお問合せください

名称	管轄区域	電話番号
北海道総合通信局 無線通信部陸上課	北海道	011-709-2311 (内線 4644)
東北総合通信局 無線通信部陸上課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-0611
関東総合通信局 無線通信部陸上第一課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	03-6238-1763
信越総合通信局 無線通信部無線通信課	新潟、長野	026-234-9978
北陸総合通信局 無線通信部無線通信課	富山、石川、福井	076-233-4473
東海総合通信局 無線通信部陸上課	岐阜、静岡、愛知、三重	052-971-9615
近畿総合通信局 無線通信部陸上第一課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	06-6942-8559
中国総合通信局 無線通信部陸上課	鳥取、島根、岡山、広島、山口	082-222-3364
四国総合通信局 無線通信部無線通信課	徳島、香川、愛媛、高知	089-936-5065
九州総合通信局 無線通信部陸上課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-326-7859
沖縄総合通信事務所 無線通信課	沖縄	098-865-2306